

2021年（令和3年）9月8日

神戸市中央区元町通1丁目14番5号 AMスクエアビル5階
平和観光株式会社 御中

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 鈴木尉久
〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目7番11号
兵庫県母子会館2階C
電話 078-361-7201
FAX 078-361-7205
U R L : <http://hyogo-c-net.com>
〔連絡先〕芦屋本通り法律事務所
弁護士 辰巳裕規
電話 0797-61-5215
F A X 0797-61-5216



質問書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動を行うことを目的とし、平成20年5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、貴社が運営しているポートアイランドドライビングスクールの自動車教習受講契約について、下記のとおり質問をさせていただきます。

つきましては、本書面到達後1か月以内に文書でご回答くださいますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容など、本書面に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨を申し添えます。

記

1. 貴社が入学申込者に対し署名捺印のうえ提出を求めている「誓約事項」には、「3. 納入した諸費の返還請求はいたしません。」と記載されており、受講者が途中で退校した場合に、未受講の料金の返金ができない旨を定めておられるように見受けられます。
2. 貴社と消費者との間の受講契約は、準委任契約であり、民法上は当事者がいつでも契約を解除できると解されます（民法第651条、第656条）。
3. 仮に貴社が消費者との間で、途中退校した場合に教習料金の返金を行わないと特約を締結しているのであれば、実質的には契約解除を認めないこと、または、教習料金の未受講分を違約金として没収することと同様の条項であることを意味します。こ

のような特約は、消費者契約法第10条が定める、「公の秩序に關しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限」する消費者契約の条項であって、かつ、「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」に該当して、無効となる可能性があります。

4. もっとも、当法人が入手した「誓約事項」のほかにも契約書または契約条項が存在し、貴社が実際には途中退校者に対して教習料金の返金を行っておられる可能性もあります。貴社のホームページを閲覧しましたが、契約条項が開示されている箇所を見つけることができませんでした。
5. そこで、貴社の自動車教習受講契約について以下のとおり質問いたします。
 - (1) 貴社が消費者との間で用いている自動車教習受講契約の条項（契約書、入学申込書、誓約事項その他の契約条項）をご送付ください。
 - (2) その条項のうち契約解除または返金に関する部分について、貴社の解釈をご教示ください。
 - (3) 貴社の受講者が中途解約（途中退校）をする場合に実際にどのように対応されているか、運用状況をご教示ください。
 - (4) 貴社は入校申込み方法として、「窓口でお申込み」、「パソコン・携帯ホームページからのお申込み」の2つの方法を設けておられます。消費者が、2つの方法による申込みをする前に、定型約款である自動車教習受講契約の条項を読むことができるようになっていますか、それぞれご教示ください。
 - (5) 消費者が「パソコン・携帯ホームページからのお申込み」をする場合は、特定商取引に関する法律が定める通信販売に該当する可能性があります。その場合は、貴社のホームページに同法第11条の事項及び同法施行規則第8条から第10条までの事項を表示することも必要だと考えられますが、ご見解をご教示ください。

以上